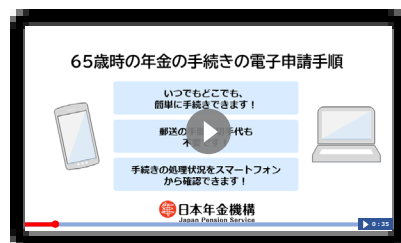


ご不明な点等は日本年金機構ホームページをご覧ください

① 動画で確認

電子申請の手順・ご利用方法等について、日本年金機構のホームページで説明動画を公開しています。以下のURLまたは二次元コードから視聴できます。



【二次元コード】



65歳時の年金の手続き 電子申請

https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/denshi_shohenkou.html

② 相談チャットで確認

よくあるお問い合わせに自動でお答えする「相談チャット」が、24時間いつでも対応しています。日本年金機構ホームページのトップ画面「相談チャット総合窓口」からご利用ください。

③ Q&Aで確認

よくあるお問い合わせに関するQ&Aを、日本年金機構ホームページに掲載しています。ホームページのトップ画面から、年金Q&Aを選択し、「年金Q&A（個人向けオンラインサービス）」からアクセスしてください。

電話でのお問い合わせ

通話料
無料

0120-08-6001
(老齢年金請求者専用フリーダイヤル)

【受付時間】 月 曜 日 8:30～19:00 ※ 050から始まる電話番号からの発信は
火～金曜日 8:30～17:15 ※ 通常の通話料金がかかります。
第2土曜日 9:30～16:00 ※ 発信の際には、おかけ間違いに十分ご注意ください。

- 休日明けや、お客様のお手元にご案内が届いて5日間程度は電話がつながりにくい場合があります。
- 月曜日が祝日の場合は、翌日以降の平日の初日に19:00まで受け付けます。
- 土曜日、日曜日、祝日（第2土曜日を除く）、年末年始（12月29日～1月3日）はご利用いただけません。
- 代理人（二親等以内）の方からお問い合わせいただく場合は、ご本人の基礎年金番号に加え、代理人の方の基礎年金番号も必要となります。
- 一般的な年金相談については、ねんきんダイヤル「0570-05-1165（ナビダイヤル）」もご利用いただけます。ナビダイヤルは、全国一律の通話料金でご利用いただけます。なお、通話料定額プランの対象外となります。

窓口でのご相談・手続き（インターネット予約または電話予約）

年金事務所または街角の年金相談センターでのご相談・手続きは、予約相談をご利用ください。

※ご予約の際は、基礎年金番号がわかるものをご用意ください。
※本人以外の方が手続きする場合は、委任状と代理人ご自身の本人確認ができる書類が必要です。

【予約相談の申込方法】

- ① インターネット予約(詳細はホームページをご確認ください。)

年金相談予約サイトにアクセス

【ネット予約の受付時間】

8:00～23:30

(土日を含む)

※ システムメンテナンスによる
停止を行うことがあります。

【二次元コード】



【検索またはURLを入力】

日本年金機構 予約相談

<https://www.yoyaku.nenkin.go.jp/soyo/>

② 電話予約

上記の老齢年金請求者専用フリーダイヤルにおかけください。
※ご相談を希望する日時と年金事務所等をお伝えください。
※翌営業日以降の日時からご予約いただけます。

老齢年金の請求手続きは

スマートフォンで電子申請をご利用ください！



65歳前に老齢年金を受け取っている方が、65歳から老齢基礎・厚生年金を受け取るための請求手続きは、スマートフォンで電子申請することができます。ぜひ電子申請をご活用ください。

いつでもどこでも、
簡単に手続きできます！

郵送の手間も切手代も
不要です！

手続きの処理状況を
スマートフォンから
確認できます！

- スマートフォンによる電子申請を行った場合、同封のはがき（請求書）の提出は不要です。
- 電子申請は、令和7年1月6日からご利用可能です。

◆事前にご準備いただくもの

スマートフォン



マイナンバーカード



お手続きには以下のパスワードが必要です

- マイナンバーカード受け取り時に設定したパスワード（数字4桁）
- 署名用電子証明書パスワード（英数字6桁～16桁）

※パソコンでも手続きが可能です。スマートフォンなしで手続きするためには、マイナンバーカードの読取装置が必要です。

◆事前に以下の設定が必要です。

- ☒ マイナポータルの利用者登録 1 へ
- ☒ マイナポータルとねんきんネットの連携 2 へ

1 マイナポータルの利用者登録 ※マイナポータルアプリのインストールが必要です。

マイナポータルはこちら ▶



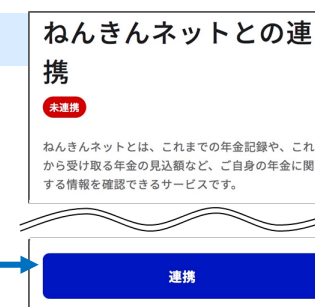
<https://myna.go.jp>

- ① マイナポータルのトップ画面の **ログイン** をタップします。
- ② マイナンバーカード受け取り時に設定したパスワード（数字4桁）を入力します。
- ③ スマートフォンの裏面にマイナンバーカードをかざして読み取ります。
- ④ 「利用者登録へ進む」をタップします。
- ⑤ 画面の案内に従い入力・選択します。



2 マイナポータルとねんきんネットの連携

- ① マイナポータルにログインした状態で、トップ画面を「おかね」までスクロールし、「年金」をタップします。
- ② 「ねんきんネットとの連携」にある「連携をはじめる」をタップします。
- ③ ねんきんネットとの連携についての説明を確認し、**連携** をタップします。



マイナポータルとねんきんネットを連携すると受けられるサービス

- ・ 公的年金等受給者の扶養親族等申告書を電子申請することができます。
- ・ 公的年金等源泉徴収票を電子データで受け取り、e-Taxで確定申告ができます。
- ・ 各種通知書（年金振込通知書や年金額改定通知書等）の閲覧および再交付申請ができます。

電子申請の手順

マイナポータルからねんきんネットにログイン

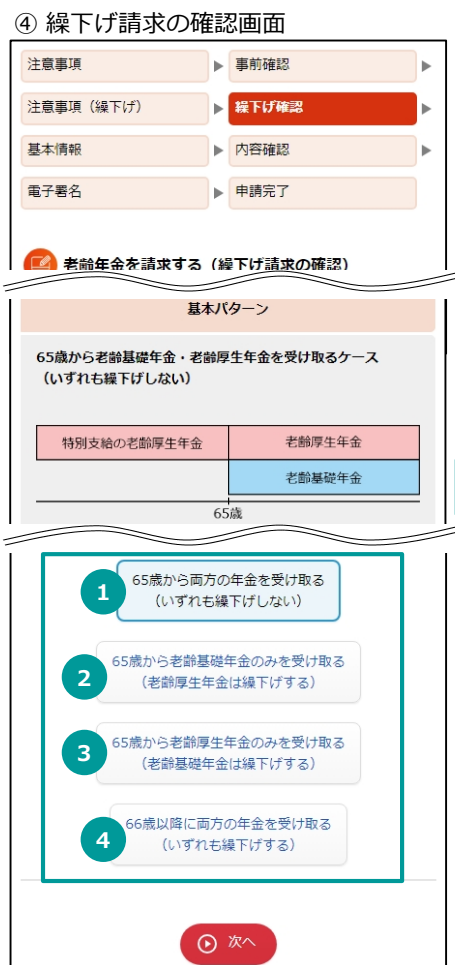
- ① マイナポータルにログインし、トップ画面を「おかね」までスクロールし、「年金」をタップします。
- ② 「老齢年金の受給」欄にある「老齢年金の受け取り開始」をタップします。



老齢年金の申請

「老齢年金請求書（65歳前から老齢年金を受け取っていた場合）」の届書をタップし、画面の案内に従い申請を行ってください。 ※老齢基礎年金と老齢厚生年金の両方を繰り下げる場合、今回老齢年金請求書の申請は不要です。

- ① **注意事項** 注意事項を確認します。問題がなければ、**次へ** をタップします。
- ② **事前確認** すべての事前確認事項に回答します。回答後、**次へ** をタップします。
- ③ **注意事項（繰下げ）** 繰下げ請求※の注意事項を確認します。
※ 受け取る年金額を増額するため、66歳以降の希望する時期に請求すること
- ④ **繰下げ確認** 繰下げ請求の有無を選択します。
それぞれの受け取り方のイメージ図と選択方法は、右ページをご覧ください。
- ⑤ **基本情報** 氏名や住所等の基本情報を確認・登録後 **次へ** をタップします。
画面に表示された氏名・住所等に変更がある場合は、別途手続きが必要です。
- ⑥ **内容確認** 入力した内容が画面に表示されるので、誤りがないかを確認します。誤りがなければ、**電子署名を付与して申請する** をタップします。



電子署名

- ① 画面の案内に従って、ご自身で設定した署名用電子証明書パスワード（英数字6桁～16桁）を入力します。
- ② スマートフォンの裏面にマイナンバーカードをかざして読み取ります。



老齢年金の申請が完了！

- 電子申請した請求書の処理状況は、マイナポータルトップ画面下の「やること」から確認することができます。
- 受付日から1～2か月後に郵送する「年金決定通知書・支給額変更通知書」により年金の支給額をお知らせします。

※ 65歳から老齢年金を受け取る方は、65歳になる誕生月の末日までに請求手続きを行ってください。手続きが遅れた場合、65歳以降の年金の支払いが一時的に止まる場合があります。

老齢年金の繰下げ請求について

老齢基礎年金・老齢厚生年金は、65歳で受け取らずに66歳以後75歳までの間で、繰り下げて増額した年金を請求することができます。これを「繰下げ請求」といいます。
繰下げ請求をした時点（月単位）に応じて、受給権発生年月日から繰下げした月数ごとに0.7%年金額が増額され、その増額率は生涯変わりません。（たとえば、70歳時点では42%、75歳時点では最大84%増額されます。）
増額された年金は、繰下げ請求した月の翌月分から受け取ることができます。
なお、老齢基礎年金と老齢厚生年金の両方を繰り下げる方法のほか、いずれか一方のみ繰下げし、もう一方は本来の受給開始時期から受け取る方法も可能です。

- ※ 老齢基礎年金のみを繰り上げて受け取っている方は、老齢厚生年金を65歳から受け取るか、66歳以降に繰下げ請求するかを選択できます。申請手順及び表示画面に関しては、日本年金機構のホームページに説明と動画を掲載しています。以下のURLまたは二次元コードから、ご確認ください。

https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/denshi_shohenkou.html



繰下げ請求について、以下のいずれかの方法を選択してください。

- ① ● 老齢基礎年金：65歳から受け取る ● 老齢厚生年金：65歳から受け取る
65歳から両方の年金を受け取る（いずれも繰下げしない）
- ② ● 老齢基礎年金：65歳から受け取る ● 老齢厚生年金：繰下げ
※ 66歳以降に老齢厚生年金を請求することで、繰下げにより増額した年金を受け取ります。
65歳から老齢基礎年金のみを受け取る（老齢厚生年金は繰下げする）
- ③ ● 老齢基礎年金：繰下げ ● 老齢厚生年金：65歳から受け取る
※ 66歳以降に老齢基礎年金を請求することで、繰下げにより増額した年金を受け取ります。
65歳から老齢厚生年金のみを受け取る（老齢基礎年金は繰下げする）
- ④ ● 老齢基礎年金：繰下げ ● 老齢厚生年金：繰下げ
66歳以降に両方の年金を受け取る（いずれも繰下げする）
今回お手続きは必要ありません。75歳までにご自身が希望する時期に年金の請求手続きを行ってください。
※ 手続き方法については、上記のURLまたは二次元コードから、日本年金機構のホームページをご確認ください。

上記の受け取り方（①～③）を選択した後、画面下の **次へ** をタップし、氏名や住所等の **基本情報** の **確認・登録に進んでください。**